

南房総市協働のまちづくり推進指針



南房総市
平成21年3月

目 次



はじめに……	1
序章 協働の原点 ～旧来から協働は南房総市に根付いていた～	2
第1章 協働の基本的な考え方	3
(1) 協働とは	
(2) 協働の定義	
(3) 協働の分類	
(4) 共同・協同・協働の違い	
第2章 協働の必要性和背景	6
第3章 協働の基本原則	8
第4章 協働の領域、主体と役割	10
(1) 協働の領域	
(2) 協働の主体と役割	
第5章 協働の形態	12
第6章 協働の効果	14
(1) 公共サービスの担い手の多様化	
(2) 地域社会を支える力の強化	
(3) 市民満足度の向上	
(4) 地域コミュニティの醸成	
第7章 協働を推進するうえでの課題と方策	15
(1) 協働を推進するうえでの課題	
(2) 協働推進方策	
(3) 指針の見直し	
資料編	
◆協働のQ&A	20
◆市民活動団体等の活動事例	21
◆策定委員会名簿	32
◆策定委員会設置要綱	33

はじめに・・・

今日、急激な少子高齢化、高度情報化、国際化などの社会状況がますます進む中、本格的な地方分権社会の進展とともに、地方自治体は、国への依存体質から脱却し、地域の特性を活かした特色のある自立したまちづくりが強く求められています。

これまで行政は、公共サービスについて、広く公平で均一的なサービスの提供を中心としていましたが、これからは、市民^{※1}の価値観、ライフスタイルの変化に伴うニーズの多様化、高度化に対応した、より柔軟できめ細やかなサービスが求められています。

しかしながら、地方分権や市町村合併、行財政改革など財源と人員は限られてきています。こうした社会情勢を背景に、これらの公共サービスは行政だけが提供していくものではなくなりつつあります。

実際に近年、自治意識を持った市民や団体等が、行政と連携、協力し、多様なニーズに対応した公共サービスの一翼を担い始めています。

このような大きな変化の中、南房総市においても、地域の特性を活かしつつ、自立したまちづくりを実現していくために、市民と行政がともに公共を支えていくことが必要です。

市では、南房総市総合計画及び南房総市行政改革推進計画において、市民と行政との協働を推進することを定めています。そのためには、市の職員と市民が協働に関する理解を深め、協働の仕組みを構築していかなければなりません。

この南房総市協働のまちづくり推進指針は、市民と行政が協働を進めていくため、協働の考え方やその進め方を共有することを目的として策定しました。



ともに考え・ともに創りましょう！



※1 本指針でいう「市民」とは、市民、行政区（自治会）、市民活動団体（ボランティア団体、NPO法人）及び事業者等、南房総市に住む全ての人達と集団を指します。

序章 協働の原点 ～旧来から協働は南房総市に根付いていた～



「協働」とは、日常的に誰もが関係していることです。

例えば、ごみ。一人ひとりがごみ出しルールを守らなかったら、家の周りもまちの中も汚れてしまいます。みんなが住む地域を愛し、より良い環境をつくるために、考え、行動することが協働のはじまりです。

人は皆、それぞれ願いを持っています。その願いを実現するために、まず個人で努力します。しかし、すべてが自分だけでできるわけではありません。

どうしても個人でできないこともあり、その場合は、自分の願いを「家族の願い」として、家族全員が心を合わせます。これは家族の間の協働です。

また、一家族だけで実現できない願いもあります。その場合は、家族が集まり、隣近所が集まって、地域みんながその願いを共有して、実現のために知恵と工夫を持ち寄ります。これが地域における協働であり、地域づくりの原点です。

本市には、このような地域における協働の土壌があります。行政区や各種団体が、地域住民の願いを受け止めて活動を行っています。

しかし、いくら地域住民が力を合わせてやってもできないことがあります。市民は、自らの生活を支えるため、働かなければならず、すべての時間を地域づくりにあてることはできません。

こうした理由から、人々の共通の願いを受け止めて、これを専門に処理する行政の役割があります。地域の人々は、自分たちでは実現できない願いを実現させるため、税金を納付し、行政は、専門機関として地域の課題を見つけ、地域と協力して、あるいは単独で、その解決にあたってきました。

前段は地域と行政の協働であり、後段は市の責務です。

協働の根底にあるのは、家族を愛し、地域を愛する一人ひとりの思いです。



第1章 協働の基本的な考え方

(1) 協働とは

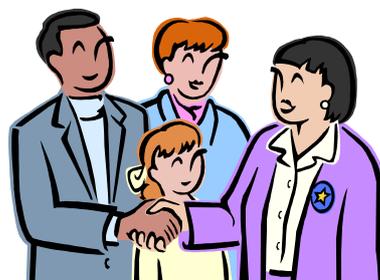
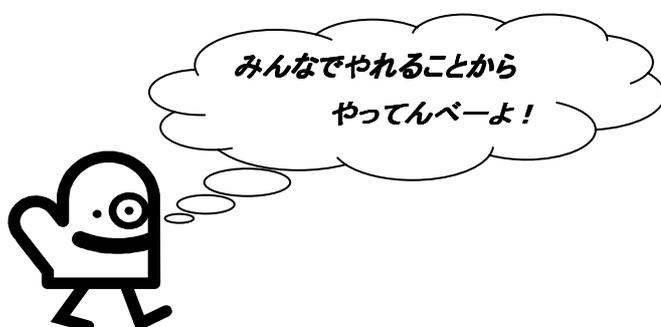
協働とは、市民が相互に、または、市民と行政が、お互いに共通する目的の実現や地域課題の解決のために、各々の資源や特性を活かして、役割と責任を分担しながら、ともに連携・協力して取組を進めることです。

公共サービスの提供には、行政が単独で実施した方が効果的なものもありますし、また、逆に市民が独自に実施した方が効果的なものもあります。協働は、協働すること自体が目的ではなく、まちづくりの手法の一つです。そのことを十分踏まえた上で、協働を進めていくことが必要です。

(2) 協働の定義

私たちのまわりには様々な課題や問題点がありますが、これからは、「できることは自分です。できないことは、できる人や地域が補う。それでもできないことは、行政が補う。」という考え方を基本とした、自助・互助・共助・公助の理念に基づき、次のように「協働」を定義します。

住んでいて良かったと思えるまち「南房総市」を実現するために、目的を共有し、市民と市民が、または市民と行政が、対等な立場で、主体性と自発性のもとに責任と役割を分担し、お互いの特性や能力を持ち寄って連携・協力して取り組むこと。



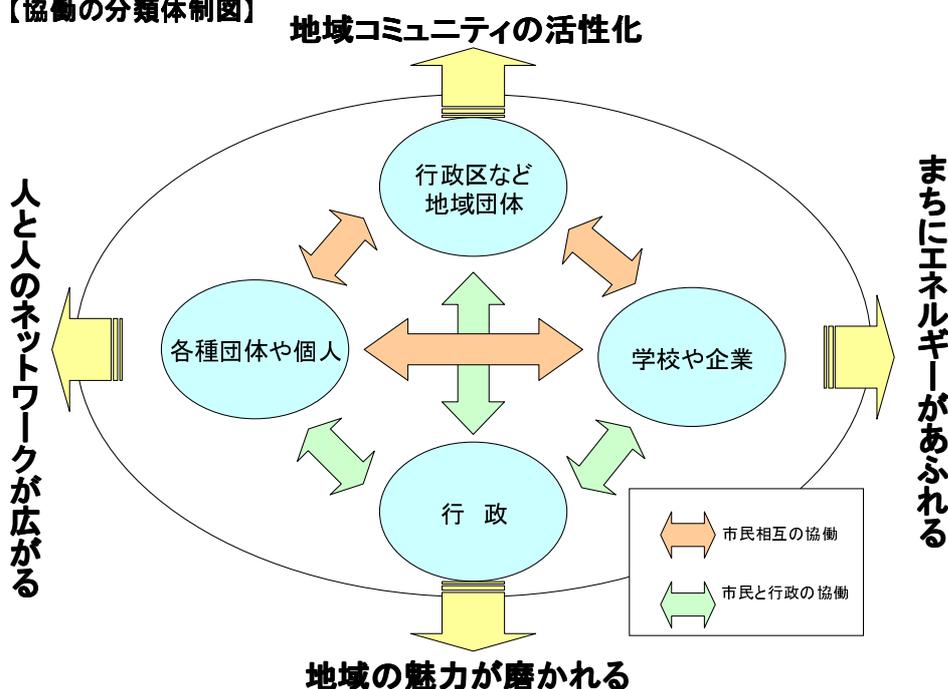
(3)協働の分類

協働は、大きく二つに分類されます。

一つは、市民同士が協力して役割を分担し合う「**市民相互の協働**」、もう一つは、市民と行政が協力して役割分担し合う「**市民と行政の協働**」です。

様々な市民が、個々の知恵、能力を活かしながら、ほかの市民と行政と協働することで、まちへの思いやまちづくりの力が大きく広がっていきます。

【協働の分類体制図】



★協働のポイント①★



どんな事業も協働しなきゃおいねえの？



協働はそれ自体が目的ではなく、まちづくりやより良いサービスを提供するための取組手法のひとつです。

よって、何もかも協働しようとするものではありません。行政が単独で実施した方が効果的なもの、市民が行った方が効果的な事業もあります。協働相手の特性を活かして、より高い効果が期待できる場合は、積極的に協働することが必要です。

(4)共同・協同・協働の違い

協働とは、行政学の用語で、アメリカの政治学者が「地域住民と自治体職員が協力して自治体政府の役割を果たしていく」という概念を表す言葉として造語した、Co-production (Co「共に」Production「つくる」) が語源とされており、その和訳として「協働」という言葉があてられたといわれています。

また、協働を進めていく上で、まず理解が必要なことがあります。それは、共同・協同・協働の違いです。

「**共同**」は、ごく一般的に何事かを一緒に行うこと (Live Together=ともに生きる) を意味し、たとえば共同作業などを指します。

「**協同**」は、志が共通し目標達成のための方法や全体にわたっての一致があるときに、ともに行動する意味合い (Work Together=ともに働く) で、たとえば協同組合などを指します。

「**協働**」は、今日の社会背景のもと、志に多少の相違があり、目標達成のための方法論や考え方などが完全に一致しなくても、重なり合うことのできる共通の目標に向かって、明瞭な形での連携・協力関係を築いていく (Task Together=ともに担う) ことを意味します。

★協働のポイント②★



協働は市民への押し付けじゃあねえの？



行政が市民に肩代わりしてもらおう発想では協働とはいえません。あくまでも市民の自主性を尊重しながら目的を共有し、互いに役割と責任を明確にして取り組むことが協働の基本です。

ですから、これまでの「共同」や「協同」のように、単に「一緒にやる」「協力してやる」だけではなく、双方の出会いによって生まれる新しい相乗効果、創造性を期待する意味も「協働」には込められています。

第2章 協働の必要性と背景

全国的に、これほどまでに「協働」が求められるようになった背景には、私たちを取り巻く社会環境や時代の変化などによる、次のようないくつかの要因があげられます。

◆地域社会での連帯感の希薄化

核家族化などが進み、価値観や生活スタイルの多様化などにより、かつての地域社会のような困ったときに人々が力を貸し合い、足りないところを補い合う相互扶助の精神やつながりが次第に薄れてきています。

◆市民ニーズの多様化

人口の減少、少子高齢化、高度情報化、市町村合併など、社会環境が急速に変化する中で、公共サービスに対する市民ニーズはより多様化、高度化してきました。

◆地方分権の推進

地方分権が進み、市町村の権限も拡大して、自治体は独自の自主的なまちづくりができるようになりました。

地域の特性を活かした個性豊かなまちをつくるためには、地域を知り、地域に愛着を持つ市民の力が欠かせません。そのためには、市民の意見やアイデアを尊重し、市民と行政が一緒に考え、決定し、汗を流してまちづくりを進めることが大切になっています。

◆行財政改革への対応

市民の価値観の多様化や社会情勢の変化の中で、ますます拡大する行政課題に的確に対応していくためには、抜本的な行財政改革が求められています。

南房総市も例外ではなく、質の高い公共サービスのためには、行政が一方的にサービスを提供するという仕組みから、行政と市民が役割を分担しながら

ら公共サービスを提供していくという仕組みに変えていく必要があります。

◆市民の意識の高まり

市民が行政に積極的に参加し、市民自らがまちづくりの主体として関わり、ノウハウや能力を活かしながら社会参加するという意識が高まってきています。

そのような中で、本市では、市民活動提案事業として「地域活性化プラットフォーム事業」「市民提案型まちづくりチャレンジ事業」を実施しています。市内の活動団体から幅広い分野の事業提案があるなど、市民の意識の高まりが感じられます。

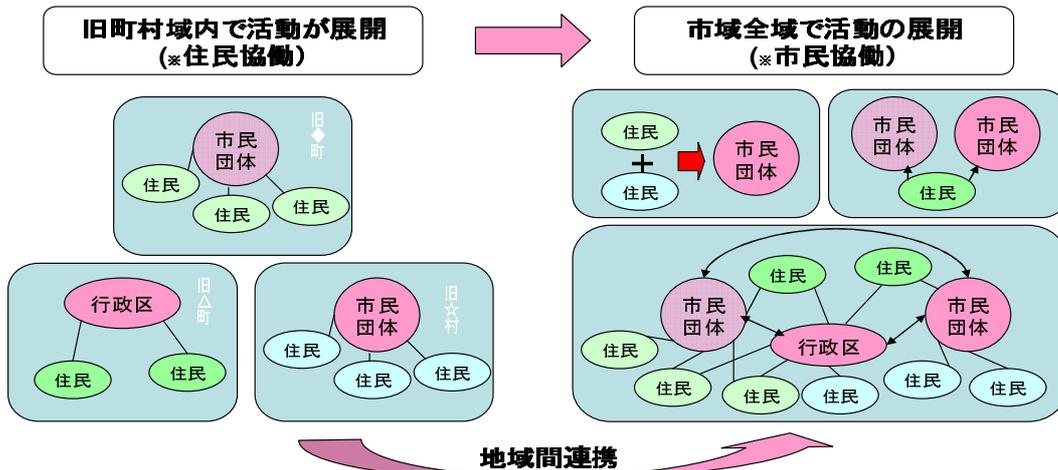
「地域活性化プラットフォーム事業」と「市民提案型まちづくりチャレンジ事業」

活動意欲のある団体から、様々な事業が提案され各地域で地域の特性を活かした事業が展開されています。

平成20年度は、21団体の応募があり、そのうち16団体の事業が採択されました。



中間報告会の様子



市町村合併により広がった市域は、活動範囲の拡大と様々な人のつながりにより多様な活動を生み、協働が広がる大きなチャンスです。

※「住民協働」は、ある一定の地域、「市民協働」は、市域全域を活動領域として、協働の広がりをイメージして使い分けています。

第3章 協働の基本原則

協働のまちづくりを円滑に進めるにあたっては、以下の6つの基本原則を基にして、市民と行政が信頼のある連携・協力関係を築き、協働することによってまちづくりへの相乗効果が発揮されていきます。

◆目的共有の原則

何のために協働するのかという目的を共有することが必要です。目的を共有することで、目標が明確になり、効果的な事業展開を図ることができます。

◆相互理解の原則

協働する双方は、お互いの価値観や行動原理の違いを相互に理解しながら進めることで、信頼関係を築くことができます。

◆対等の原則

協働で課題を解決するためには、市民と行政の双方が対等の関係であることが重要です。上や下の関係ではなく、横の関係にあることをお互いに認識し、信頼と協力の関係のもとに協働することが第一歩となります。

◆自主・自立性尊重の原則

協働する双方は自主的かつ自己責任のもとで行われていることを理解して、その主体性を尊重することが必要です。また、お互いの特性を尊重してこそ、協働は意義のあるものとなります。

◆情報公開の原則

市民と行政との協働には、お互いの情報を公開するとともに、協働の過程を明らかにすることが必要です。これは、説明責任を果たすことになり、協

働についての社会的な理解が深まります。行政は、早期の情報公開に努め、政策立案の段階から市民と共に事業を進めていくことが大切です。

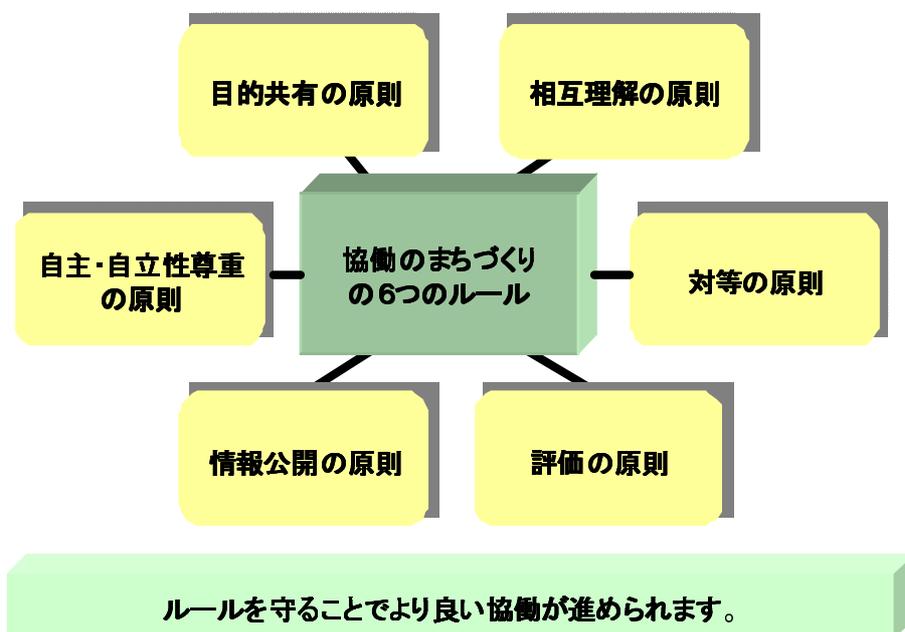
また、第三者への情報公開は、新たなパートナーが協働の取組に参画できる環境づくりにもつながります。

◆評価の原則

協働の評価は、事業の結果だけでなく、協働する双方の関係を含めて、各段階において客観的に評価するプロセスを組み込み、検証していく必要があります。

また、評価が過度の負担にならないように、協働の形態や内容に応じて評価を工夫するなどの配慮も必要です。

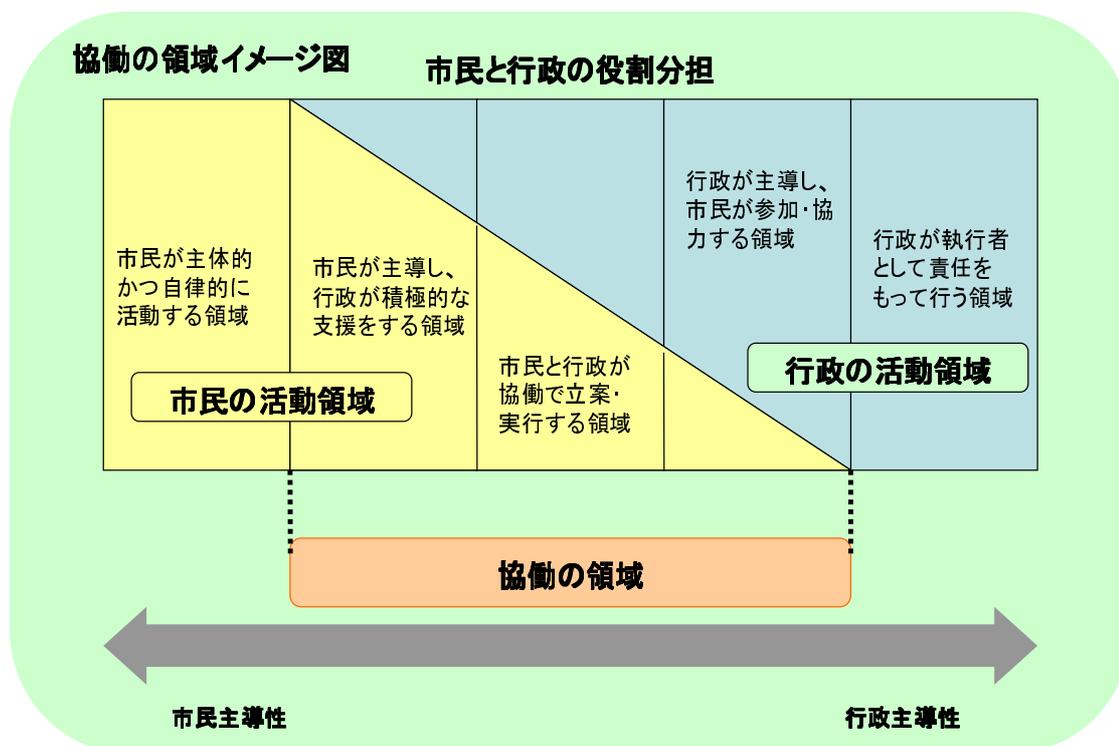
協働のまちづくり推進のための基本原則(ルール)



第4章 協働の領域、主体と役割

(1) 協働の領域

市民と行政の協働に関する活動領域を表すと、次のイメージ図のようになります。市民と行政において、活動領域が重なり合う部分があります。しかし、それぞれの特性を活かして協働するためには、お互いの役割をしっかりと把握し、協働の形態にあわせた双方の関わり方を整理し、考えていくことが必要です。



(2) 協働の主体と役割

協働のまちづくりを推進する主体は、市民と行政であり、それぞれが役割を果たしていく必要があります。協働の主体とその役割は次のように考えられます。

■市民(個人)一人ひとりの役割

地域社会へ関心を持ち、努めて自らできることを考え、社会に貢献する活動に参加・協力することが大切です。

■行政区等の役割

個人では解決が困難な地域の課題に対して、地域でできることを考え、様々な団体や人材を結びつけて地域内で補い合う新しいコミュニティを形成し、安心して暮らせる誇りある地域社会づくりを進めることが大切です。

■市民活動団体(ボランティア団体・NPO法人^{※2})の役割

市民に自己実現の場や生きがいの創出機会を提供するとともに、他の活動団体とのネットワークづくりなどにより継続した市民活動の展開が必要です。また、自らの活動内容を積極的に社会に発信し、社会的評価を得ることも大切です。

■企業・事業者の役割

地域社会を構成する一員として、積極的にまちづくりに参加していただくことが大切です。

また、ボランティア休暇の整備など、従業員が社会貢献活動のしやすい環境を整備することも必要です。

■行政の役割

職員の協働に対する理解向上や、率先して地域に出ていくなど、協働のまちづくりをリードする人材の育成に努めます。

また、市民が活動しやすい基盤を整備するとともに、コーディネーターとして多様な協働の仕組みづくりを促進します。

^{※2}NPOとは、Non-Profit Organization（非営利組織）の略で、一般的には営利を目的としない民間組織のことをいい、「特定非営利活動促進法（NPO法）」に基づく認証を取得し、法人登記をした団体をNPO法人といいます。

第5章 協働の形態

協働の主な形態として次のようなものが考えられます。協働する事業目的の実現のために最も効果的な形態で、協働を実施することが大切です。

■補助

市民が主体的に行う公益性の高い事業に対して補助金を出す形態です。行政が取り組んでいないサービスを提供する事業に対して補助を行うことで、幅広いサービスの提供ができます。また、パートナーの自主性が尊重されるとともに、自立に向けた支援となります。

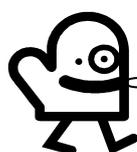
■委託

行政が責任を持って担うべき事業を、市民の特性を活かしてより効果的な取組を行うために事業又は業務を委託する形態です。市民の特性やネットワークが発揮されることでニーズに合ったサービスが提供できます。

■共催・事業協力

共催は、市民と行政が共に事業主体（主催者）となって事業を行う形態です。事業の計画・実施にあたりそれぞれの専門性を活かすことができるので、単独主催よりも内容の充実が期待されます。

事業協力は、共催以外の形態で市民と行政がお互いに特性を活かして役割分担を行うもので、協定書を取り交わして事業を実施することもあります。



協働にはどんな形があるんかしいー！

■後援

市民が主催する事業に対して、後援名義の使用を認めて支援する形態です。行政が後援することで事業に対する理解や関心、社会的信用を増すことが期待できます。

■実行委員会・協議会

複数の協働主体が実行委員会や協議会を構成し、主催者となって事業を実施する形態です。企画段階から協働することにより、お互いの役割分担や経費負担が明確になります。また、それを決めるための話し合いをすることで情報の共有化、信頼関係の構築が進みます。

■情報提供・情報交換

協働の主体同士が、それぞれ持っている情報を提供しあったり、意見交換などをして、情報の共有を図る形態です。情報収集が効率的に行われます。

★協働のポイント③★

協働の形に決まりはあるんかい。



協働の形は、「これです」という決まりはありません。実施する協働事業に合わせて有効な形態で、協働を実践していきましょう。

例えば、「補助」は、行政が市民の行う公益的な活動に対して、資金の助成を行うものです。市で行っている「市民提案型まちづくりチャレンジ事業」は、「新しい活動をやってみたい」「活動の幅を広げていきたい」という活動団体が積極的に活用しています。

「実行委員会・協議会」は、イベントやスポーツ大会などで行われている協働の形です。多くの団体で組織を構成しますので、様々なアイデアやスタッフの確保も可能となり、大きなイベントに向いていると言えます。

また、市民が主催するイベントやシンポジウムなどに行政の後援を得ることで、社会的信用が生まれ、参加者の増も期待できます。

第6章 協働の効果

市民や行政が協働のあり方や必要性などを認識し、実践することで、協働のまちづくりが推進され、次のような効果が期待できます。

(1) 公共サービスの担い手の多様化

市民活動団体などが、協働の実践を積み重ねることで、地域住民の理解を得やすくなり、社会的認知が高まり、公共サービスの担い手の多様化も進みます。

(2) 地域社会を支える力の強化

協働の主体が、より良い地域づくりを目指して自発的に地域課題の解決に携わり、自治意識、地域課題の解決能力の向上を図ることで、市民の公益活動への参加意欲、政策提言能力の向上や組織のレベルアップが見込まれます。

それにより、事業者等の社会貢献活動が促進されることも含め、地域社会を支える力が強まることが期待されます。

(3) 市民満足度の向上

多様な市民ニーズにこたえるきめ細やかな公共サービスの提供が行われ、市民の満足度が高まります。

また、行政による把握が困難であった市民ニーズや地域課題の発掘が可能になり、新たな公共サービスの創出や課題解決につながります。

(4) 地域コミュニティの醸成

協働によるまちづくりの実践を積み重ねることで、行政区をはじめとする地域の様々な組織の活動が活性化されるとともに、市民の参加の意識が高まり、地域コミュニティの発展にもつながると考えられます。

また、市民活動団体間のネットワークの広がりにより、地域における市民の活動や交流の場が増え、まちに活気が生まれます。これにより、市民がまちに愛着を感じ、住み続けたい、生活してみたいといった「ひと・ゆめ・みらい 地域で創る魅力の郷 南房総」の実現につながります。

第7章 協働を推進するうえでの課題と方策

(1) 協働を推進するうえでの課題

本市では、協働の各主体が、それぞれの分野において様々な活動を行っています。

しかし、協働についての意識や仕組み、ルールづくりが必ずしも明確になっていない場合があるため、協働による事業効果が十分に発揮されていないこともありました。

このため、これまでの取組などから、今後、「協働のまちづくり」を進めていくうえでの課題は、次のとおり整理されます。

①環境整備

現状では、協働の主体である市民、行政の相互理解と交流、意見交換の場が十分ではありません。協働を進めるための具体的な制度、仕組みの検討、環境整備を行っていくことが必要です。

②情報の提供・共有

協働は、各主体の自主性と相互の信頼により行われるべきものであり、情報の提供と共有が重要な要素となります。各主体は、可能な限り情報を提供、共有することで、協働のまちづくりの推進が図られます。

③人材育成

まちづくりは人づくりと言われるように、真に協働を理解しつつ、課題を的確にとらえて活動できる人材が必要不可欠です。

現状においては、多様な人材が活動していますが、各主体において多方面にわたり人材が充足しているとは言い難い実情にあります。協働による事業実施を円滑に推進するために、人材の育成が急がれます。

④意識改革

今まで、まちづくりは行政の専門事項で市民は意見や要望をしていくものとの考え方がややもすると一般的でした。しかし、これからは自分たちの地

域は自分たちでつくるという喜びを実感しながら、自己責任、自己決定という意識を一層醸成していくことが重要となります。また、地域の課題を自らが認識しつつ、地域との関わりを大事にし、愛着や誇りを持てる意識の変革を図っていくことが必要となります。

⑤参画機会

これまでは、市民の要望などにより、行政主導で政策の実現を図っていましたが、地方分権や自治の進展、多様化する市民生活などに対し、従来の手法による政策立案や事業の実施では、柔軟で効果的な対応が困難になってきています。今後のまちづくりには、協働領域の拡大が望まれています。協働の前提は、市民の市政への参画であり、市政における政策形成や事業の企画立案・実施などに対し、積極的な市民の参画が必要とされています。

(2)協働推進方策

これからの時代は、市民と行政がともに情報を共有し、課題を共通認識し、「市民ができること」、「市民と行政とが協働で進めること」、「行政にしかできないこと」、「行政が責任を持って行うこと」を整理し、今まで以上にそれぞれの役割で力を発揮、協力してまちづくりに取り組んでいくことが求められています。

市民の公益的活動が実施しやすい諸環境の整備を行い、また地域コミュニティを再生していくことは、豊かな潤いのある地域社会を創造する第一歩です。こうしたことを踏まえ、協働を推進する環境の整備を次のとおり推進して、協働の取組を広げます。

①相互の意識改革

協働のまちづくりを進めるためには、行政、市民の協働に対する意識醸成が求められています。協働の理解を深めながら実践するという視点で、様々な意識の啓発、高揚が必要です。行政においては、従来の考え方や手法によることなく、市民との協働によって地域を経営する意識でまちづくりを推進することが求められています。特に行政職員にあっては、地域活動に積極的に参加するなど、自らが地域の一員としての自覚と責任をもち取り組んでいかなければなりません。また、市民においては、地域の課題について、自らが取り組むという意識のもとで、身近なところから主体的に協働事業を実践していくことが重要とされています。

- 【推進方策の例示】**
- ・住民自治意識の啓発・高揚
 - ・行政職員の意識改革、参画
 - ・市民、職員研修の実施など



②市民参画機会の拡充

自主的な活動や協働の取組への関心を高めるため、イベントや研修会、ボランティア講習会などを開催し、協働へのきっかけづくりを進めるとともに、協働事例の紹介や審議会等委員の公募の呼びかけを工夫するなど、市民の幅広い参加を促進します。また、事業の実施にあたっては、ワークショップ^{※3}、アダプト制度^{※4}の活用などの手法も視野に入れながら、計画・立案段階から協働で取り組む仕組みづくりに努めます。

- 【推進方策の例示】**
- ・協働のきっかけづくりと市民の幅広い参加の促進
 - ・ワークショップ、アダプト制度の活用
 - ・協働事例集の作成
 - ・協働提案事業の実施など



③人材育成

協働を進める上で最も大切なのは、人材であり、協働を広げるためには、人材の発掘・育成に対する支援が必要です。このため、協働の担い手に対する専門アドバイザーの派遣、まちづくりリーダーやコーディネーターなどの人材育成を行います。また、将来のまちづくりを担う子供たちや協働の担い手として期待される団塊の世代の方などには、社会福祉協議会やNPO法人などと連携し、地域活動やボランティア体験などを通じて、協働の理解を深める仕組みをつくりまします。

- 【推進方策の例示】**
- ・専門アドバイザーの派遣
 - ・地域リーダー育成講座
 - ・協働に関するセミナーなど



※3 多様な価値や考え方を受け入れ、参加者の立場や年齢の違いに関わらず、誰もが自由に意見を言いやすく形式張らないよう、工夫された会議の手法です。

※4 道路や河川など一定の区画をアダプト（養子）にし、市民によって、愛着と責任をもって維持管理や清掃美化などを行う方法。

④情報の共有とネットワーク

ホームページ、広報紙による市民活動の紹介を通して、協働に対する理解の促進を図ります。また、市民活動団体等の情報共有、活動促進、団体間の連携強化のため、市民活動ポータルサイト^{※5}の構築を行います。

- 【推進方策の例示】**・HP、広報紙による市民活動の紹介
・市民活動ポータルサイトの構築など



⑤市民活動の拠点づくり

市民活動団体等の活動機会の提供、活動支援、情報提供などの機能を通じて、市民活動を促進する市民活動拠点の設置を検討します。

なお、市民活動団体など様々な市民が参画し、管理運営できる体制を併せて考える必要があります。

- 【推進方策の例示】**・市民活動拠点の検討
・地域で管理運営ができる体制など



⑥協働推進体制の確立

協働のまちづくりを進めていくためには、市民を主体とした住民自治に取り組む中核となる組織づくりが必要となります。また、行政においては、関係各課等との協働推進のための連携強化を図るとともに、庁内の意識改革も行いながら全庁的に協働を推進する体制の整備を進めます。

- 【推進方策の例示】**・庁内協働推進組織の確立
・協働のまちづくり推進体制の整備



⑦市民活動団体等の助成

公共サービスの担い手として、市民活動団体等の自立性を高めるための財政支援として、現在行われている「市民提案型まちづくりチャレンジ事業」の検証を踏まえ、市民活動の発展段階に応じた財政支援方策を検討します。

^{※5} さまざまな情報やサービスを提供する巨大なホームページ。たとえば、Yahoo!のホームページ。

- 【推進方策の例示】**
- ・市民提案型まちづくりチャレンジ事業
 - ・NPO 法人設立支援
 - ・市民活動サポート基金の検討など



⑧協働マニュアル・アクションプラン

協働のまちづくり推進指針が策定されれば、協働のまちづくりが進むというものではありません。市民、行政職員が協働を理解し実践することが重要です。協働の実践に向け、協働マニュアル、アクションプラン（行動計画）の作成を検討します。

- 【推進方策の例示】**
- ・職員向け協働マニュアル（手引書）の作成
 - ・協働アクションプランの検討など

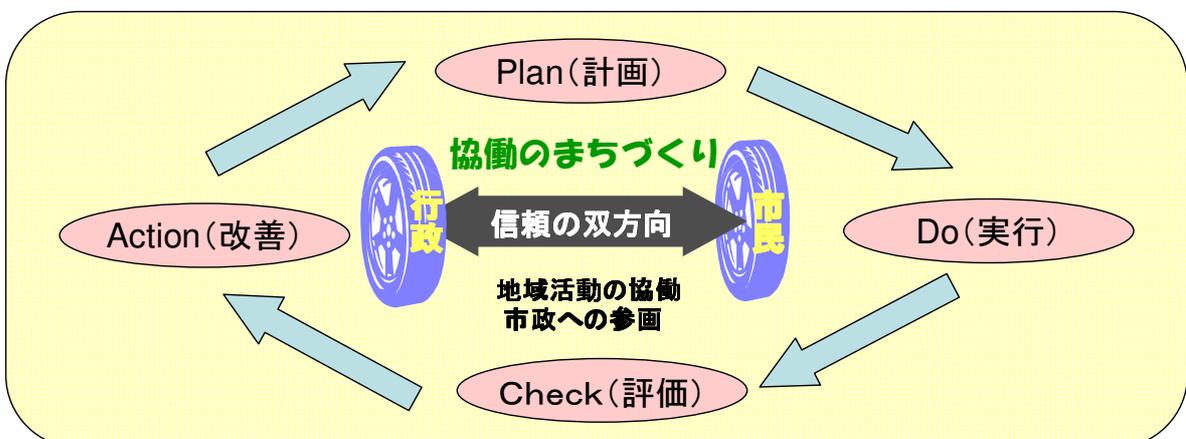


(3) 指針の見直し

市民と行政の協働は、相互理解と信頼のもと、いわば車の両輪のような関係で進めていかなければなりません。行政職員は地域活動への参加や支援、市民は市政への参画など、市民と行政の双方向関係が重要です。

さらに、協働事業の実施にあたっては、評価、改善を繰り返し、地域や時代のニーズに対応していくことも求められております。

このことから、本指針は協働の成熟度などに対応する、適切な指針としていくため、随時見直しを行っていきます。



※PDCA サイクル=Plan/Do/Check/Action の頭文字を揃えたもので、継続的な業務改善を行うプロセス

資料編

◆協働のQ & A

○ボランティアとNPOはどこが違うの……

ボランティアは、個人の思いを、NPOは組織の社会的な役割を意識した言葉です。ボランティア活動は、社会のために、個人自ら進んで行う、金銭的な見返りを求めない活動とすることができます。労働の対価を求めない代わりに、活動に関わる個人の自発性に重点が置かれます。個人単独で行うこともありますが、グループや団体として行う場合もあります。

ボランティアが個人のスタンスを表すのに対し、NPOは、組織のスタンスを示すものと言えます。社会的使命の達成のために活動する組織であり、行政とは異なった立場から社会的なサービスを提供し、社会的な課題の解決を目指すものです。

○協働における対等な立場とは……

対等といっても、モノやカネなど資源を半々に出し合わなければいけないという意味ではありません。

一方が他方に命令したり、依存したりするのではなく、別々の主体として等しく意見を出し合い、お互いに出来ることをして、足りないものを補える関係が対等の関係といえます。

○非営利とは……

「営利」とは簡単に言えば、事業を通じて得た団体の利益を、出資者である構成員に分配することを意味します。

一方「非営利」とは、団体の利益を構成員に分配しないという「非分配」を意味し、「利益を上げてはいけない」という意味ではありません。

○NPO法人化のメリットは……

NPO法人化のメリットには、次のようなものがあります。

- ・団体の名義で不動産等の取得ができる。
- ・契約その他の取引の主体となることができる。
- ・社会的信用が得られる。

また、次のような義務も発生します。

- ・所轄庁への届出等、法に沿った運営が必要となる。
- ・原則として、課税されることとなる。

◆市民活動団体等の活動事例

市民の皆様身近なところで協働が行われていることを理解していただくために市内で活動されている団体の活動事例を紹介します。

団体名：平群山菜の里準備委員会

事業名	平久里中自然公園造成事業
<p>平群山菜の里準備委員会は、失われつつある自然環境の保全と景観整備を行い、自然の恵みの豊かさを次世代に引継ぐことを目的に、有志 12 名で結成した団体です。</p> <p>平久里中自然公園造成事業では、耕作放棄地などを整備し、山菜、山野草に出会える自然公園の造成を目指しています。また、四季を通して気軽に散策できるよう景観植物の定植も行っています。この自然公園が、地域と都市住民との交流の場になればと願っています。</p> <p>「平久里中自然公園構想図」</p>	

団体名：上瀬戸さんあーるの会

事業名	地球温暖化対策に地域をあげて取り組もう事業
<p>上瀬戸さんあーるの会は、資源の有効活用を推進し、地球にやさしいエコロジーな暮らしを地域をあげて行うことを目的に、南房総市上瀬戸地区区民、寺庭区金沢地区区民 120 名で組織された団体です。</p> <p>地球温暖化対策に地域をあげて取り組もう事業では、3R（リサイクル、リユース、リデュース）の周知を図るための啓蒙活動と古紙回収、廃物の資源化、ゴミ減量対策などの活動を実施しています。環境に負荷をかけない「地球にやさしい暮らし」を地区住民が一体となって取り組んでいます。</p>	

団体名:丸山地区青少年キャンプ実行委員会

事業名	「市民力」で創る「生きる力」をアップする青少年キャンプ
-----	-----------------------------

丸山地区青少年キャンプ実行委員会は、青少年相談員と子ども会育成会を中心に結成された団体です。「市民力」で創る「生きる力」をアップする青少年キャンプ事業では、丸山運動広場をベースキャンプとして、子どもたちを対象に、1泊2日の日程で、生きる力を学ぶキャンプを実施しています。

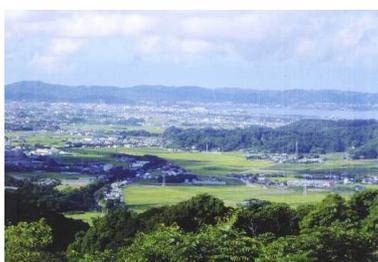


キャンプでは、年代や性別を問わず班編成するなど、年齢差、体力差のある集団の中で、やさしさを学ぶよう工夫しています。海水からの塩づくり、自分たちで収穫した野菜でのピザづくりなどの野外活動を通じ、制限された環境で、子どもたちは生きる力を養います。

団体名:金比羅山保存会

事業名	金比羅山ハイキングコース整備事業
-----	------------------

金比羅山保存会は、自然環境の保全、環境美化活動、里山の整備を通して、地元住民と近隣市民との憩いの場を造ることを目的に、三芳海老敷区民33名で活動しています。



金比羅山ハイキングコース整備事業では、共有地である金比羅山からの絶景を地域の宝として活かすために、ハイキングコースの整備、ヒガンバナの植栽、山頂での観桜会、山頂クリスマスイルミネーションの飾りつけなどに取り組んでいます。

団体名: 安房拓心高校園芸部

事業名	花いっぱい学校コンテスト推進事業
<p>安房拓心高校園芸部は、南房総市唯一の高校として、地域を支える人材教育の場と農業の持つ教育力の活用、生徒の「生きる力」を養成することを目的に園芸系列の生徒80名で活動しています。</p> <p>花いっぱいの学校コンテスト推進事業では、南房総市内の小中学校から推進校を募集し、花壇作りを通じた環境整備の成果をコンテストで表彰を行っています。各小中学校で独自に花いっぱい運動を推進するノウハウを育んでもらうことを目的に事業を実施しています。</p>	

団体名: 特定非営利活動法人(NPO法人)生活自立研究会

事業名	障害者と市民の交流事業
<p>生活自立研究会は、「グループホームとみうら」と「富浦作業所」を運営し、精神障害者福祉に取り組んでいます。</p> <p>障害者と市民との交流事業では、障害のある人もない人も共に暮らしやすい明るいまちづくりを目指し、誰もが参加できる「季節の料理づくりと懇談会」、「ものづくり講習会(クッキー、折り紙マシン)とティーパーティー」などを旧町村単位に実施しています。コミュニケーションと心のケアについて、臨床心理、特別支援教育の専門家などを招き、障害に関して日頃思っていることを一緒に語り合う場を提供しています。</p>	

団体名:南房総・平和をつくる会

事業名	歴史資源を活かした平和なまちづくりプロジェクト
<p>南房総・平和をつくる会は、地域の歴史を知りたい、伝えたいという想いのもと、平成18年に結成しました。南房総市内に点在する戦争遺跡の調査・保存および戦争体験者からの聞き取りを行い、後世に伝えること。戦争当時の地域の歴史や平和について学ぶ機会をつくり平和なまちづくりに貢献することを目的に活動しています。</p> <p>三芳・丸山地区の戦争遺跡をめぐるフィールドワークや主要な地下壕の測量、平和のためのセミナーや、花と戦争遺跡写真展の開催による平和なまちづくりの啓発などを行っています。</p>	 <p>特攻機「桜花」発射基地跡(三芳地区)</p>

団体名:城山登山道を生かす会

事業名	白浜をきれいに見渡すプロジェクト
<p>城山登山道を生かす会は、白浜地域の恵まれた自然と多くの歴史的資産を活かした地域の活性化を模索する有志5人で、平成19年に結成しました。</p> <p>白浜をきれいに見渡すプロジェクトでは、里見家初代の居城（白浜城）の地「白浜城山」にスポットをあて、荒廃した登山道の整備を地域のボランティアの人たちと協働で行いました。また、山頂から望める野島埼灯台と太平洋の素晴らしい眺望を登山者に楽しんでいただくため、簡易展望台の設置も行っています。</p> <p>整備された登山道は、さすが城跡と思わせる、切り立った狭い壁（切り通し）があるなど、まるで城攻めをしている感覚も楽しめます。</p>	 

団体名：南房総未来塾実践グループ

事業名	サンタがお家にやってきました！
<p>南房総未来塾は、平成 17 年、旧富山町に在住する若者 7 人で活動を始めました。</p> <p>活動の基本は、「自分たちでできること」、「まずは汗をかくこと」です。これまで、「富山（とみさん）」に手作りの案内看板の設置や移住を目指している人に地域の現状などを紹介する「南房総ふるさと生活塾」の協力活動など、身の丈にあった活動を展開しています。</p> <p>「サンタがお家にやってきました！」は、4・5 歳児を持つ親から、子ども宛のプレゼントを預かり、クリスマス・イブにサンタやトナカイに扮して訪問し、プレゼントを届ける事業です。地域の宝である子どもたちの夢を育むことを目的に行っています。</p>	



団体名：海辺の八兵衛フォーラム

事業名	海辺の八兵衛プロジェクト
<p>海辺の八兵衛フォーラムは、田舎暮らしに興味のある人・将来田舎暮らしをしたいと考えている人に、南房総地域をPRし、南房総のより良いまちづくりに寄与することを目的に活動しています。</p> <p>海辺の八兵衛プロジェクトでは、南房総で、田舎暮らしを希望する人の「ゆっくり滞在したい。繰り返し訪問していろいろ調査したい。移住の準備もしたい」……といったニーズに応えるために、和田浦海岸の空き民宿を活用し、いなかぐらし体験の家『海辺の八兵衛』をオープンしました。運営は海辺の八兵衛フォーラムが行い、「NPO法人 南房総いなかぐらし応援団」が後援しています。2つの団体は「住まいのプロ」、「地域のプロ」、「生活のプロ」の集団で、南房総への移住をバックアップしています。</p>	



団体名: 和田浦くじら食文化研究会 おかみさんの会

事業名	くじら料理と鯨文化の継承事業
<p>和田浦くじら食文化研究会 おかみさんの会は、関東唯一の捕鯨基地がある南房総市和田町で、鯨の料理を通じて地域の活性化を図るとともに、鯨文化を広め、都市農村交流による観光の推進を目的に平成19年7月に設立しました。新作くじら料理の提案や鯨文化の啓蒙活動に取り組んでいます。</p> <p>くじら料理と鯨文化の継承事業では、伝統的なくじら料理にはじまり、新作くじら料理の探究及び普及を図っています。鯨肉をより身近な食材としてもらうため、「月見の会（月を鑑賞しながらくじら料理を楽しむ会）」、「くじら料理を学ぶ会」、「くじら料理を楽しむ会」などのイベントを開催しています。</p>	



団体名: 和田町農産物加工組合

事業名	地域活性化わくわく事業
<p>和田町農産物加工組合は、地元農産物を加工することにより、付加価値の高い特産品を生産し、農業経営の改善や所得向上を目的に平成14年9月に発足しました。</p> <p>安心、安全にこだわった加工品を始め、捕鯨の町の特徴を活かしたクジラを使った商品の開発に取り組んでいます。</p> <p>地域活性化わくわく事業では、耕作放棄地に大豆を作り、それを農業体験、味噌作り体験として提供しています。また、こんにやく作り体験やわくわくふるさと便の発送など、地元農産物や加工品を都市住民に味わってもらい交流を図っています。</p>	



団体名: 特定非営利活動法人(NPO法人) 富浦エコミューゼ研究会

事業名	緑の探検（樹木リ-）と紙芝居を活用した大房岬ガイド養成ステップアップ事業
<p>富浦エコミューゼ研究会の主な活動は、①ウォッチング富浦、②とみうら土曜学校です。それぞれ毎月1回ずつ開催し、地域の再発見と誇りづくり、子ども達の心にふるさとの風景の刷り込みを行い、郷土愛を育む活動を行っています。任意団体として平成4年から活動を開始し、平成15年にNPO法人化しました。</p> <p>緑の探検（樹木リ-）と紙芝居を活用した大房岬ガイド養成ステップアップ事業では、ふるさとの自然や歴史、文化などの地域資源の掘り起こしと活用のため、大房岬の樹木や植物を活用した体験メニューづくりとミニマップの作成、大房岬の歴史や富浦の民話を中心とした紙芝居の作成を行っています。また、それらを活用した、ガイドのステップアップ講座を実施しています。</p>	



団体名: 上三原さわやか会

事業名	小向ダム周辺を整備し都市住民等との交流を深め地域活性化を図る事業
<p>上三原さわやか会は、布野林道沿線に住む全戸（5戸）を中心に活動していた布野環境整備組合に地元老人クラブが加わり結成されました。</p> <p>小向ダム周辺を整備し都市住民等との交流を深め地域活性化を図る事業では、小向ダム周辺の県道及び林道沿いの桜の天狗巣病の駆除や下草刈りを行っています。また、道路沿いの花壇やポットの管理を行い、四季を通じて、ハイキングや農業体験が行える魅力ある道路づくりに取り組んでいます。</p>	



団体名: 竹の子会

事業名	山河と銀河のディスタンス
<p>竹の子会は、南房総市和田町上三原地区の活性化のために、都市交流・地元交流を図る活動をしています。地域を癒しの場として活用し、都市部の人達にも楽しんでもらおうと考え取り組んでいます。</p> <p>山河と銀河のディスタンスでは、山懐の恵まれた自然環境の下で、都市住民と地域住民が交流する川遊び、星の観察、月見会などの交流イベントを実施しています。また、地元でも明らかにされていない歴史や言い伝え等、文化の発掘調査などにも取り組んでいます。</p>	



団体名: 特定非営利活動法人(NPO 法人)ネイチャースクールわくわくWADA

事業名	アピールMINAMIBOSO
<p>ネイチャースクールわくわくWADAは、高齢が進むなかで地域の活性化を図りたいという地元の人々の思いと、農林漁業あるいは、田舎暮らしの知恵を学びたいという都会の人々の思いが一致して平成17年に設立しました。</p> <p>「アピールMINAMIBOSO」では、南房総の自然体験を首都圏でPRするため、首都圏で開催されるイベント等に体験メニューを持ち込み、南房総の自然、体験を肌で感じてもらい、交流人口の増加につなげようとして取り組んでいます。</p> <p>さらに、都市部の小中学校の先生を対象としたモニターツアーの実施により、小中学生の受け入れにつなげようとして計画しています。</p>	



団体名: たのくろ里の村

事業名	いなか体験塾 in たのくろ
<p>たのくろ里の村は、地域に根ざした地域住人の手づくり団体です。</p> <p>草刈り、球根（ヒガンバナ）植栽、アジサイ植栽等、「秋の収穫祭」、「真冬の林間学校」（クリスマスリース、シイタケホダ木づくり等）、地域のみなさんと楽しく過ごせる時間づくりを目標に、「住んでいて良かった川戸」を合言葉に活動しています。</p> <p>「いなか体験塾 in たのくろ」では、地域住民参加型の手作りイベントを提供することで、都市住民と地域住民の交流による地域の活性化を図ることを目的に、おもしろ案山子コンテスト、秋の収穫祭、たのくろ自然体験塾（わら細工、古代米稲刈り体験、クリスマスリースづくり、ミニ門松づくり）などを実施しています。</p>	



団体名: グリーンクラブ

事業名	白浜の魅力発見事業
<p>グリーンクラブは、白浜活性化施設「花の情報館」の管理運営のため、「浜太郎」を平成16年に6人で設立、広くメンバーを募ろうと現在『グリーンクラブ』として活動しています。都市住民に対する農業体験や交流事業の企画運営、小学生等を対象とした体験学習を通じた、より深い食育の推進などの活動を行っています。地域に愛着を持ち、地域に密着し、利益の地元還元を考える組織です。</p> <p>白浜の魅力発見事業では、グリーンクラブの農業を中心とした体験学習及び農業実習に加え、城山登山道を生かす会と交流事業を連携して行っています。都市住民の滞在時間を増やし付加価値を高め、より深く白浜を体験し発見する本格的農業実習、歩く体験学習、白浜満喫ツアーなどを実施しています。</p>	



団体名:とみうら絵本大好き会

事業名	絵本の読み聞かせ事業
<p data-bbox="237 439 810 853">とみうら絵本大好き会は、14名のボランティアから構成される読み聞かせを行う団体です。この会は、本に親しむ環境づくりを整備し、本好きな子供たちを育成するとともに保護者にも読み聞かせや読書に対する意義・重要性を認識してもらい、家庭での読み聞かせの普及を図ること、また地域で読書活動を推進している人々の連携体制づくりと技能向上を目指す場を提供していくことを目的に活動しています。</p> <p data-bbox="237 869 1299 949">活動は、毎月富浦地区を中心に、幼児の育児相談時、幼稚園、保育所、地区の公会堂と5回程度各施設を訪問して読み聞かせを行っています。</p> <p data-bbox="237 965 1299 1046">この活動を通して、1人でも多くの子供たちが本好きになってくれればと願っています。</p>	



団体名:千倉地区22行政区

事業名	自主防災訓練
<p data-bbox="237 1326 858 1648">千倉地区防災訓練は、昭和53年から行われています。訓練は区役員で計画し、市と話し合いのうえ実施しています。訓練内容は避難訓練、初期消火訓練、応急救護訓練、消火栓取扱訓練、防災資機材取扱訓練などです。指導協力機関は千倉町LPガス保安協会、消防団（又は団OB）、消防署等が行っています。市は各機関への連絡や、訓練</p> <p data-bbox="237 1664 1299 1789">使用消火器の詰替えを行っています。各戸1名の参加を呼びかけ、参加率は多いところで80%以上になります。住民と各機関が一緒になって災害に強いまちづくりを目指しています。</p>	



団体名: 富浦地区民生児童委員

事業名	子育てサロン
<p>毎月1回、富浦地区の就学前の子供を対象に開かれているのが「子育てサロン」です。春の花見、イチゴ狩り、夏の夏祭り、水遊び、秋の運動会、イモ掘り、冬のクリスマス会、菜花摘みなど季節に応じた企画を民生児童委員で行っています。参加費は無料のときもありますが、経費程度を集めることもあります。幼稚園入園前でどんな同級生がいるか心配なお母さんの情報交換の場としても喜ばれています。とみうら元気倶楽部を拠点にイベントは行われますが、時には、イモ畑やイチゴ園に出かけ、体験事業も行っております。</p>	



団体名: 和田地区16行政区

事業名	ふるさと美化運動
<p>和田地区の行政区では、道路及び側溝清掃等の道路愛護、環境整備（空き缶やごみ拾い等）に加え、国道沿いの道路美化等「美しい町づくり」活動を毎月第1日曜日に行っています。この活動を通して地域のコミュニティの醸成につなげています。</p>	



団体名: 南房総未来塾研究グループ

事業名	ひまわり大作戦 ～来訪者に南房総を楽しんでもらおう・・・～
<p>南房総未来塾は、市内の若者？12名で構成する地域づくりを考える団体です。自分たちのできることに、自ら汗をかく活動として、8月に各道の駅等にひまわりを植え、来訪者に楽しんでもらおうと「ひまわり大作戦」を実施しました。</p>	
<p>園地の提供を道の駅が行い、市内の保育園児がぬり絵で参加するなど、様々な主体と取り組んだ協働事業です。</p>	



◆策定委員会名簿

南房総市協働のまちづくり推進指針策定委員会 委員名簿

No.	団体名	役職	氏名	選出区分
1	市民		坂口 實	公募委員
2	市民		長島 富郎	公募委員
3	NPO富浦エコムーゼ研究会		鈴木勇太郎	市民活動団体
4	NPOネイチャースクール わくわく和田		北見 和美	市民活動団体
5	南房総未来塾		戸倉 隆行	市民活動団体
6	南房総市行政連絡員協議会	委員長	平野 好生	学識経験者
7	南房総市ボランティア連絡協議会		後藤 中一	市民活動団体
8	南房総市公民館運営審議会	副委員長	渡邊 裕	学識経験者
9	千葉県環境衛生部 NPO活動推進課NPO事業室長		内山 真義	学識経験者
10	千葉工業大学教授		鎌田 元弘	学識経験者
11	南房総市社会福祉協議会		黒川 和之	学識経験者
12	企画部長		近田 秀樹	市職員
13	教育次長		原 聖一	市職員
14	生活環境部長		栗原 重雄	市職員
15	戦略プロジェクト推進部長		加藤 文男	市職員

◆策定委員会設置要綱

南房総市協働のまちづくり推進指針策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 市民と行政との協働のまちづくりを推進するために市が策定する南房総市協働のまちづくり推進指針（以下「協働指針」という。）に、市民、関係団体の意見を広く反映することを目的として、南房総市協働のまちづくり推進指針策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、協働指針の策定に関する事項について検討し、その結果を市長に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会の委員は、15人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民活動団体関係者
- (3) 公募により選出された市民
- (4) 市職員

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第6条 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(報償)

第7条 委員に支給する報償は、別に定める。

2 委員のうち、県及び市の職員である者に対しては、報償を支給しない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画部戦略プロジェクト推進室において処理する。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、この告示の施行の日以後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

(失効)

3 この告示は、平成21年3月31日限り、その効力を失う。